

令和7年度の雇用保険料率のお知らせ

～前年度より保険料率が引き下げられました～

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの雇用保険料率は次の通りです。

・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります

(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は 6.5/1,000です。)

・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）も、引き続き 3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。 ）。

○令和7年度 雇用保険料率表

	雇用保険料率	労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	事業主負担		
				失業等給 付・育児休業 給付の保険 料率	二事業に係 る保険料率
一般の事業	14.5/1000	5.5/1000	9/1000	5.5/1000	3.5/1000
農林水産 ・ 清酒製造業	16.5/1000	6.5/1000	10/1000	6.5/1000	3.5/1000
建設の事業	17.5/1000	6.5/1000	11/1000	6.5/1000	4.5/1000